

# 朝鮮後期における市塵と国家財政

—河合文庫所蔵の綿紬塵文書を手掛かりに—

須川英徳

## はじめに

1970年代から80年代にかけての朝鮮後期における商業にたいする研究は、乱塵にたいする一連の研究成果として知られている。周知のように、最大の消費市場であるソウル商圈をめぐって、禁乱塵権を有する市塵商人たちと、禁乱塵の取り締まりをかいくぐってさまざまに新たな商業活動を展開した新興商人たちの争いは、1791年の辛亥通共に帰結し、六矣塵物種を除いた多くの商品の自由販売を実現した。このような歴史過程は、70年代の韓国史学界に大きな影響力を有していた資本主義萌芽論の理論的な構図にもよく合致し、朝鮮王朝から禁乱塵という特権を与えられた特権商人たちにたいし、朝鮮後期社会における商品貨幣経済の進展という歴史的必然に後押しされて挑戦していく非特権商人、即ち特権商対私商の争い、そして私商の勝利という内在的歴史発展を証明するものとして高く評価された。そして、現在にいたっても、この歴史像はほぼそのまま継承されている。

しかし、このような研究に問題がなかったわけではない。まず用いられた史料の点で、当時の史料事情に規定されて基本的に官庁によって編纂された史料に依存していたことである。つまり、官によって作成された史料の問題点とは、紛争が発生し、訴えが出されたときに記録が残るという性質の史料だからである。そのため、どうしても商人どうしの紛争が史料の関係から強調されざるをえない、という性質を帯びていたのである。さらに、商業発展を動的に追っていくことが研究課題の中心となっていた。その結果、ソウルに限定された商業権益をめぐる紛争を、あたかも経済システムそのものの変動であるかのごとく過大に評価してしまったといわざるをえない。

その裏返しとして、そのような研究で特権商人とされた市塵商人たちの実態はおろか、私商とされた商業従事者の実体が解明されたわけではなく、特権とみなされた禁乱塵権がなぜ市塵商人に与えられたのか、そして朝鮮王朝の国家財政において市塵商人はどのような存在であり、逆に、市塵商人の立場から国家財政とのかかわりとはどのようなものであったのか、つまり市塵商人の存在自体については、依然として未解明のままとなってしまった。また、個別の塵がどのような内部組織を有していたのか、そもそも塵が何を目的に結成され運営されていたのかという基本的な事項すら、ほとんど未解明のままなのである。

本稿では、六矣塵の一つである綿紬塵が作成していた内部文書を分析することで、市塵商人とは、そもそもどのような人々であったのか、そして市塵商人と国家財政の関わりとはどのようなものであったのかについて、市塵の内部から考察しようと思う。そして、それによって市塵とは何であったのかを再考できる手がかりにしたいと思う。

付記：本稿は李憲昶編『조선후기 재정과 시장—경제체제론의 접근』(『朝鮮後期 財政と市場—経済体制論への接近』)ソウル大学校出版文化院、2010年、に収録された須川英徳「시전상업과 국가재정—가와이문고 소장의 문서를 중심으로」(市塵商業と国家財政—河合文庫所蔵文書を中心に)に、大幅に加筆、補正したものである。同書の研究史的意義については、須川英徳「朝鮮時代社会経済史研究における新動向」(『歴史学研究』No.940、2016年1月)を参照されたい。

## 1 河合文庫所蔵の綿紬塵文書について

まず、綿紬塵文書の分析に入るまえに、本稿で使用する京都大学河合文庫に所蔵されている綿紬塵文書について概略を紹介しておこう。河合文庫に多くの朝鮮資料が所蔵されていること、そして韓国にも残っていない市塵関連の文書類が多数所蔵されていることは近年になって広く知られるようになってきたが、その分量が膨大であること、また韓国においては体系的な分類や紹介が行われていないために、十分に活用されているとはいいがたいからである<sup>1</sup>。

京都大学の河合文庫には、晩年に短期間ではあったが京都帝国大学講師も務めた河合弘民（かわい ひろたみ、1872-1918）が、保護国期から植民地期のはじめにかけて、朝鮮で収集した多くの書籍類が納められている。河合は、東京帝国大学文科大学史学科の卒業後、台湾協会（後に東洋協会と改称）で雑誌編集の仕事などを通じて各国の殖民政策にかんする小稿などを数多く書き、植民政策に関心をいただくようになった人物である。その後、各地の中学校長を経て、1907年に東洋協会学校（後の拓殖大学）の京城分校（後に京城高等商業学校、解放後はソウル大学に吸収統合）に英語教師として赴任した。1909年あたりから、韓国にかんする論文を発表しはじめ、彼の関心は、貨幣・客主・契・土地制度など、社会経済史的分野に多く集中していた。

1915年には病気を理由に職を辞して帰国、京都帝国大学講師に就任、17年には朝鮮王朝の財政にかんする論文で博士学位を取得するも、翌年死去している。河合が韓国滞在中に集めた文献は、京都帝国大学が買い入れて収蔵し、河合文庫として今日に至るものである。そこに収蔵される書籍類は、大きく見て、綿紬塵文書、地方官庁文書、古書（一部は中国書籍も含まれる）に分けられ、朝鮮古書刊行会の評議員も兼ねていた河合の収集対象の広さをうかがい知ることができる<sup>2</sup>。

綿紬塵とは、朝鮮時代の首都漢城に存在した商人の組織である塵の一つであり、かつ、有力な塵によって構成されていた六矣塵<sup>3</sup>の一つでもあった。韓国書誌学会が1992年に実施した調査によると（韓国書誌学会『海外典籍文化財調査目録』1993年）、題箋と捺印（「綿紬塵」印もしくは、その内部組織の一つである「裨房」印）から綿紬塵によって作成されたと思われるもの、あるいは所管官庁によって作成されて綿紬塵に交付され、綿紬塵が保管していたと思われるものが、146タイトル存在する。そのほとんどが一冊だけのものであるが、「日用冊」だけは1867年から1年に1冊ずつ作成され、一部欠落してはいるが、1913年まで、計35冊<sup>4</sup>が残されている。このようなものを合わせると、綿紬塵関係だけで180冊を越える膨大なものが収蔵さ

<sup>1</sup> 後述するように分量が膨大であるだけでなく、貴重書であるために実物の閲覧には事前申請が必要であり、通常はマイクロフィルムの閲覧とマイクロからの複写である。ソウル市の瑞草にある国立中央図書館には電子複写物があるが、すべてが複写されているわけではない。この文書を一部用いた韓国での研究として、高東煥「朝鮮後期市塵の構造と機能」『歴史と現実』44、2002年6月がある。また、同様に綿紬塵の全体像を描こうとする試みとして、須川英徳「朝鮮時代の商人文書について」『史料館研究紀要』34、2003年3月がある。現在までに、綿紬塵文書を利用して綿紬塵についてもっとも詳しく研究したものが、未公開であるが、Owen Miller 'The silk merchants of the Myonjujon: guild and government in late Choson Korea' ロンドン大学アジア・アフリカ研究所博士学位論文、2007、である。

<sup>2</sup> 以上、河合弘民についての記述は、吉田光男氏のご教示による。

<sup>3</sup> 六矣塵とは、六注比塵とも書く。矣の訓が注比（予比）であるとのことだが、注比の意味は不明である。注比は株と同義である股の意味であるとの説があるという。鮎貝房之進「市塵攷」三、六矣塵、『朝鮮』三三四、1943年3月。

<sup>4</sup> 吉田光男氏の調査による。

れていることになる。

ここでは、河合文庫に収蔵されている膨大な綿紬塵文書の史的価値を明らかにするために、綿紬塵を含む市塵とはどのようなものなのか、そして個別の塵に関する他の史料はどのようなものが残されているのかについて、かんたんに触れておこう。

まず、塵とは、朝鮮時代に首都漢城において営業していた商人たちが、取扱い商品（物種）ごとに結成していた同業組織の名称であり、総称して市塵と言った。また、市塵に所属する人々を市民と称した。それぞれが、鉄製品を扱う鉄物塵、米を扱う米塵、雑穀を扱う雑穀塵、紙を扱う紙塵、麻織物を扱う布塵というように、一般に取扱い商品を冠した塵名を有していた。また、塵とは店の意である。なかには取扱い商品ではない塵名もあり、馬尾の毛、皮革製品や蠟・蜜などの雑貨を扱う塵は床塵と称したが、これは取扱い商品を陳列台（床）の上に並べていたためであるという。多くは、一つの商品名を冠した塵が一つあるのだが、なかには営業区域ごとに別々の塵を結成している場合もあった。たとえば、床塵は、望門床塵・新床塵・東床塵・寿進床塵・南門床塵など12箇所、米塵は、上米塵・下米塵・門外米塵など5箇所に分かれていた。なかには塵名の由来が不明なものもあり、中国からの輸入絹織物を扱う塵である立塵は、その意味は朝鮮王朝の成立とともに太祖の命に従って開城から絹織物商人たちが漢城に移ったために、それを嘉した太祖が国とともに立つとの意で立塵と名づけたからという<sup>5</sup>。さらに、立塵は線塵あるいは縲塵とも書くが、これは「立つ」の朝鮮語の連体形が선で音通だからであり、立塵と書いて音で립전と読んだのではなく、訓を混ぜて（湯桶読み）で선전と称したようだ。さて、綿紬塵というのは、国産の絹織物、すなわち綿紬（明紬とも書く）を扱っていた市塵であるが、実際にはそれだけではなく、官への納入用の絹織物を調達する目的で中国からの生糸輸入と輸入生糸を用いた絹織物の織立て、さらには、納入用綿紬の染色なども行っていたことを指摘しておこう。

これらの塵のなかには、早くも15世紀半ばから『実録』記事によってその名前を確認できるものがあり、紙塵は端宗二年（1454）、鉄物塵・綿紬塵は成宗十六年（1485）にその塵名が出ている。それに先立つ太宗代には、市塵行廊が東西にはしる鍾路沿いと普信閣から南に崇礼門（南大門）にいたる道の北半に建設され、品目ごとに場所を定めて営業させたとの記事もある。それゆえ、宣祖代、ことに文禄・慶長の役にさいして来援した明軍進駐後からの輸入商品である宕巾と青綿布を扱う市塵として成立した青布塵や、同じく文禄・慶長の役以後に日本から入ったと思われる煙草を扱う烟草塵などを除き、次に述べる有分塵のような比較的規模の大きい塵の多くは、すでに朝鮮王朝初期には存在していたと見てよいだろう。しかし、塵名を羅列した十九世紀の諸文献を比較するならば、以前にあったものが消えて新しいものが加わるなど、群小の塵にかんしては設立と廃止がかなり頻繁に起きていたようである<sup>6</sup>。

これらの塵のなかで、経営がある程度しっかりしているとされて（「各塵中、稍実者」）、宮殿や官庁の建物の障子紙張替え、簡単な修繕などのさまざまな労役負担に代表される国役を負担する市塵である有分塵と、国役を負担しない無分塵とがあり、純祖八年（1808）に成立した『万機要覧』財用編五、有分各塵、によれば、十分から一分までの比率で国役を負う有分塵が、立塵、綿布塵、綿紬塵、紙塵、苧布塵、布塵、内・外魚物塵、青布塵、烟草塵、十三箇所の床

<sup>5</sup> 卞光錫『朝鮮後期市塵商人研究』2001年、慧眼、46頁、註56。田川孝三『李朝貢納制の研究』1964年、東洋文庫、552頁。

<sup>6</sup> 田川、前掲書、569頁、註13。

麩のうち五つ、生鮮麩、米麩五箇所のうち三つ、雑穀麩、鑿麩など37麩<sup>7</sup>であり、国役を負わない無分麩が、外長木麩、蔬菜麩、雑鉄麩、鑿麩、塩麩、白糖麩、鶏児麩、白笠麩、草笠麩、針子麩、生雉麩、猪麩、刀子麩、種子麩など四十六麩を数える。他にも「小小各麩名色、甚煩、不為尽録」、すなわち、小規模な麩の名称は煩わしいので全てを書ききれない、とされるように、おそらく市麩を管轄する漢城の平市署でも把握していないような零細な麩が多く存在したのであろう。これらの麩のうち、ことに規模が大きく国役の負担比率も大きい、立麩、綿布麩、綿紬麩、紙麩、苧布麩の五麩に加え、時期によって出入りがあるが内魚物麩と外魚物麩、布麩、青布麩、を加えて六矣麩と称し、市麩の中でも別格に扱った<sup>8</sup>（八矣麩と記した記事もある<sup>9</sup>。また、内魚物麩と外魚物麩、苧布麩と布麩を合わせてそれぞれ一つと数え、青布麩を外して数を六に合わせたこともある）。本稿で扱う綿紬麩は、六矣麩の一つであるだけでなく、国役負担の比率だけで見ると立麩、綿布麩に次いで三番目の規模であるとともに、史料のうえでもっとも早い時期に存在が確認される麩の一つでもあり、漢城の市麩を代表するものであったと言えるだろう。

また、六矣麩をはじめとする主要な麩は、国役を負担しただけでなく、各官庁や宮房の必要とする品物を定められた代価を受けて納入する業務も負っており、それぞれの取扱い品目に応じて、毎年定められた品目・数量を納入、あるいはそのときの求めに応じた品目・数量を納入していた。このような負担の代償として、麩に加入していない商人が平市署に登録された麩の品目（物種）を勝手に売買することを禁止し、市麩商人は「都下根本之民」とみなされ、王朝からの保護の対象でもあった。1791年に実施された辛亥通共によって、六矣麩の物種を除いて自由な売買が許容されるが、それでも、六矣麩の建物などで火災が発生した場合には政府からの資金下賜を受けたり、毎年春先には「貢市人詢瘼」、すなわち貢人と市麩民が国王に困窮や抱える問題などを訴える特別の場が英祖代から始められ、その後も継続されるなど、特別待遇には変わりがなかった。そのような点から、市麩商人、なかでも六矣麩商人は、朝鮮王朝の商業を代表するとともに、貢人とならんで国家財政と深く関わる商業従事者の一類型であったし、それゆえ、王朝権力の庇護をうけた「特権商人」とみなすことのできる存在であった。

とはいえ、無分麩とされた群小の麩は結成と解散が頻繁であったようで、そのような麩は必ずしも特権商人と見ることはできないし、ことに辛亥通共以後はなにも特権がなかったのだから、なおさらである<sup>10</sup>。また、有分麩として国役を負担した麩であっても、取扱い商品が他麩

<sup>7</sup> 立麩が10分。綿布麩が9分。綿紬麩が8分。苧布麩が6分。布麩が5分。内魚物麩、烟草麩が5分、外魚物麩が4分、青布麩が3分、望門床麩、上・下米麩、雑穀麩、生鮮麩などが3分、鑿器麩、門外米麩、銀麩麩、衣麩、履麩などが2分、清蜜麩、京塩麩、鉄物麩、牛麩、馬麩などが1分。このような比率で国役を負担した。

<sup>8</sup> 卞光錫、前掲書、32頁によれば、六矣麩の設定は、仁祖丁丑年（1637）に明への歳幣貢物を定めたとき、その円滑な調達のために行われたことに起因し、その後の対清通交にも引き継がれたとされる。また、歳幣調達負担を補償するために、市麩の登録物種に専売権を認める禁乱麩権が認められたとする。

<sup>9</sup> 田川、前掲書、569頁、註10によれば、1865年成立の『六典条例』漢城府市麩条に、八矣麩という用例がある。

<sup>10</sup> ここで、やや先走るが、なんらの特権もないのに、なぜ群小市麩が存在したのか、という別の問題が発生する。古地図に見るように、小規模な麩であっても、一つのところで複数の同業者が集まって営業していたようである。現代ソウルの商店街や在来市場においても目にするところだが、同種の商品を扱う店舗が一箇所に固まっていることが多い。仕入れや客寄せに便利だという利点もあるが、それと同時に競争相手がすぐ隣に軒を連ねている、ということでもある。つまり、市場的競争原理とは異なる論理が存在して麩が結成されていると見るべきであろう。結論を先取りすれば、その理由は麩組織の有する相互扶助機能にあったのではないかと考えている。



でも売買されたり、他塵と合併する事例もあった。天銀、地銀などを扱っていた銀塵（銀錢塵）がそれであり、18世紀末には木綿を扱っている白木塵が銀の売買も兼ねるようになって銀木塵と呼ばれたり、19世紀には酒造用の麴子を扱う麴子塵と銀塵が合併して銀麴塵になるなどの変化が確認されている<sup>11</sup>。

ところで、そのような市塵商人を研究するうえで、市塵商人自身が書き残した史料は、どれほどあるのだろうか。実は、上述の河合文庫に収蔵されたものを除けば、ほとんどなにも残っていないのである。これまで知られていたものは、李能和氏が紹介した「立塵完議」<sup>12</sup>、奎章閣に所蔵されている「銀契立議」<sup>13</sup>くらいしかないのである。他の市塵商人にかんする史料は、いずれも、市塵商人によって書き残されたものではなく、市塵商人からの訴えによって管轄官庁である平市署や漢城府などが作成したものや、あるいは、商業にかかわる紛争をめぐる備辺司などでの議論が記録されたものなど、官によって作成された文書、あるいは、それに基づいて編纂された史料、さらには官によって作成された節目類などばかりなのである。

それゆえ、資本主義萌芽論に導かれて1970年代にさかんであった一連の市塵商人研究は、市塵商人が自ら作成した文書類に基づくものではなく、紛争や訴えをきっかけとして官によって拾い上げられた市塵商人にかんする官の記録に依拠したものばかりであった<sup>14</sup>。また、その研究の方向も、市塵商人の組織や市塵の機能そのものを解明するというよりは、「特権商人」である市塵商人が打倒される過程に関心の重心があったため、18世紀初から18世紀末ないしは19世紀初までを対象とするものが多かったのである。そのような意味で、河合文庫所蔵の綿紬塵関連史料は、19世紀後半時期から20世紀初にかけて市塵商人が塵の日常業務にともなって作成した文書がほとんどそっくりそのまま伝わっているという点において、その質・量ともに、比較すべき対象がない貴重なものであることは当然として、市塵の機能や個別の塵の組織が、どのようなものであったのか、そして市塵がどのようにして解体、消滅したのかなど、従来は論じられることのなかった市塵の事情を内部から解明するうえで、不可欠な史料なのである。

近年、綿紬塵について高東煥が『朝鮮時代 市塵商業研究』<sup>15</sup>を公刊し、「第四章 19世紀市塵商業の衰退—綿紬塵を中心に」では、綿紬塵は、19世紀前半にすでに衰退に向かっていたと述べている。しかし、市塵の衰退理由を依然として私商体系の成長によると見ていることには、違和感を覚える。なぜならば、市塵はその構成員たちが商品売買を行うという点では商業組織でもあるのだが、同時に、定められた物品を官庁や王室に納入したり、さまざまな労役も提供し、さらには物品の納入や代金の受け取りに際して、また、王室や国家行事に際しても、各種関係官庁の官員や末端の軍士にまで多額の「人情」（綿紬や現金、米など）を提供し、薄給あるいは無給であった彼らの生活をも支えるという、一種の財政組織でもあったからである。つ

<sup>11</sup> 趙映俊『市弊—朝鮮後期ソウル商人の疎通と変通—』アカネット、2013年、36頁。

<sup>12</sup> 李能和「李朝時代京城市制」『稲葉博士還暦記念満鮮史論叢』1938年。

<sup>13</sup> 奎章閣、経古332.35-Eu61。ただし、これは銀を扱う商人のものであるが、思うに、銀も扱っていた綿布塵の銀納入にかかわる内部組織のものであろう。

<sup>14</sup> 商人自らが作成する文書は、本来、金銭の出納、在庫商品の管理、金銭や商品の貸借関係など、さまざまなものがあるはずであり、植民地時期の調査によれば、そのような帳簿類が後日の紛争を防ぐために保管されていたという。しかし、それらは今日までに散逸してしまい、ほとんど現存するものがないというのが実情である。なぜ、散逸してしまったのか、その社会史的な事情について、須川英徳「朝鮮時代の 商人文書에 대하여」『古文書研究』28、2007年9月、を参照されたい。

<sup>15</sup> 高東煥『조선시대 시전상업 연구』知識産業社、2013年。

まり、純粋に商業的利益確保を目的とした同業組織というよりも、王室と官衙から求められた物品と労役を必要ときに必要なだけ準備し提供するという意味で国家財政の外郭団体ともいふべき性格を有していた組織だったからであり、商業的利益だけを目的として非市塵商人らによって行われた個別の商行為と、市塵という組織の経営とを、同列に論ずることに疑問を持つからである。また、市塵民である個人が、近親者などを使って塵の物種を買い入れて、塵を適さず任意に販売することも十分に有りうる事態である。そして、18・19世紀においてそれほどに商業が成長したのならば、辛亥通共において六矣塵が除外されたり、有分塵がそのまま負担を継続したことも説明できない。さらには、私商が成長したと力説されるにもかかわらず、商業を資金的に支える金融制度や送金制度が、開港期においてもほとんど未発達のままであったという史実にたいしても、説明がつかないのである。

以下では、綿紬塵の一つの事例として、市塵商業とはどのような歴史的な存在だったのか、を考察するための手がかりを提供したいと考える。

## 2 綿紬塵の組織と文書

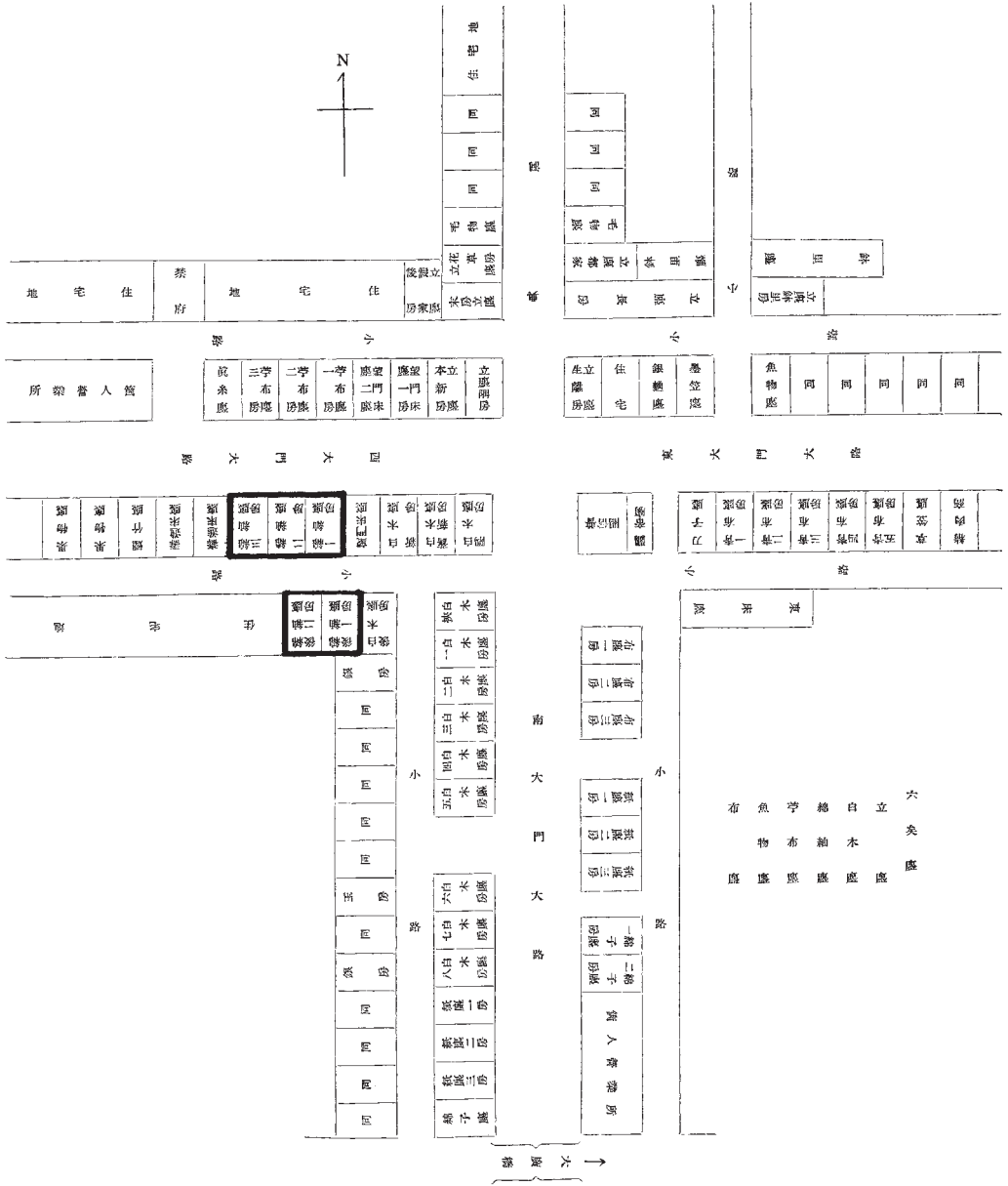
### 1. 綿紬塵の組織

綿紬塵によって作成された文書は、全体に関わる規則として作成されたものもあるが、多くは綿紬塵の諸業務に応じて作られていた内部組織に対応して、その運営の日々の記録として作成されている。ここでかんたんに、綿紬塵の組織について触れておこう<sup>16</sup>。

まず、綿紬塵の位置について、綿紬塵は、地図に示したように、鍾路十字路の南西側で今日では地下大型書店である栄豊（ヨンブン）文庫があるあたりに鍾路に面して第一房・第二房・第三房、小路（미맛 골）を挟んで後一房・後二房と、計5棟の店舗建物があったことがわかる。「各房房税冊」によれば南大門（崇礼門）の近くに、もう1棟の建物（私私房南門）を有していた。

「各房房税冊」によると、例えば第一房の場合、「西辺一房・・・五房、東辺一房・・・五房」と東西に5部屋ずつに区画されている。これは、鍾路に面した側に入口があり、建物内部の南北に貫通する通路を挟み、その左右にそれぞれの店舗が通路に向けて区画されて出店するようになっていたことを示すものである。第二房・第三房も第一房と同じ構造になっている。小路を挟んで奥に位置する後一房はやや規模が大きく西辺・東辺に各8房、さらに南辺に5房と東西南の三面に店舗がある。また、後二房は東辺が4房、西辺が9房に区画されており、西側の店舗が多い。西側の房の数から見て小路からの奥行きは後一房とほぼ同じようである。推測であるが、この後二房東側の奥に綿紬塵の事務室ないしは進排用の品物や綿紬塵の備品などを保管する倉庫のような空間があったのかもしれない。私私房南門は東辺のみで4房である。これらの房と称される小店舗は合計68房、その房に綿紬塵所属の商人が店舗を出していたわけである。各房の使用料は、六月と十二月に5両ずつ納入することと定められており、そこには納入した者の氏名も記載されているが、ほぼ継続して使用されている房とほとんど使用されていない房、あるいは使用者がしばしば変わっている房など、常にすべての房が使用されていたので

<sup>16</sup> 以下の綿紬塵組織にかんする記述は、須川、前掲論文および、Owen Miller 'The silk merchants of the Myōnjujōn: guild and government in late Chosōn Korea' ロンドン大学アジア・アフリカ研究所博士學位論文、2007、を参考している。



『京城府史』第二卷、1936年、496頁より転載。  
綿紬廬所在地への囲いは引用者。

はないことが注意される<sup>17</sup>。おおよそ7割程度の使用率なのである。綿紬廬の構成員は、正規には八十名であるが、半衿（1/2の資格）で加入している者もあり、一八七〇年代には百二十名前後を数えた。おおよそ50室くらいの房が使用されていたとするなら、半分以上の綿紬廬人は、綿紬廬の房には出店していなかった計算になる。また、最大でも68房であるから、

<sup>17</sup> このような同一商品を扱う商人が同じ店舗建物に出店し、番号をつけた小区画にそれぞれの店を出しているという様子は、現代韓国の南大門市場や東大門市場の店舗建物の様子とまったく同じである。

80名の定員から見て、当初から綿紬麩の建物に出店することが綿紬麩構成員に課された義務であったと見ることはできない。つまり、綿紬麩人の半分以上は綿紬麩建物では商売をしていない人々であった<sup>18</sup>。

また、綿紬麩に加入するには二十五歳以上であることが条件とされ、新規加入希望者は脱退した者の権利を譲り受け、二両五銭の新参礼を麩に納めて加入しなければならなかった。しかし、「歳幣貢案冊」に記載された権利譲渡の関係を見ると、必ずしも同姓の者どうして譲渡されているのではなかった。これは乙丑年（1865）正月に作成され、当時の構成員80人に続けて、その後の新入者99名の氏名と誰から権利を得て加入したかを記録した史料である（ただし乙未年（1895）は特別に空席を募集したため、14名については継承関係の記載がない）。この85人が誰から綿紬麩人の権利を継承したのかについて、例外的に劉氏では劉氏8名のうち5名は他の姓氏から、3名が同じ劉氏から権利を得て加入しているが、他姓にはそのような同姓での権利継承は一例もない。すなわち、父親から息子へ、というような男系の継承関係は例外的だったと言えよう。

しかし、綿紬麩で決定した重要事項を記録する「戊子別出次知盟文謄録」に記録されている除名者や死亡者の負債整理において、近親者ほど高い比率で負債を負担し、かつ父系同族のほうが姻戚関係よりも若干とはいえ負担比率が高くなる清算方式<sup>19</sup>や、田・劉など、比較的少ない姓の者で、兄弟、従兄弟などの同世代の男性が名前に共有する行列字を持つ者たちがいる<sup>20</sup>こと、さらには行列字が木火土金水の五行の順に従うと見られることから、兄弟、従兄弟、あるいは叔父と甥などの男系の親族関係、あるいは婿、姉妹の夫などの姻戚関係を有する者たちが麩に加入していることが確認できる。先述したところだが、男系継承と見られる権利授受を行った劉氏の3例はむしろ例外的で、ほとんどの場合は母方、妻方さらに娘婿のように、女性を介した親族関係で継承されていたと見てよいだろう。

加入後は、綿紬麩内部に目的ごとに設立されている組織に所属して綿紬麩人として活動し、三十五歳までは、裨房の管掌下にあつてさまざまな労役負担などにも応じなければならず、三十五歳を越えると十座と呼ばれる麩の内部的な位階を与えられ、その後は年齢と実績に応じて五座（十名）、三座（五名）に昇進するとともに、組織の管理者的な役職を与えられるようになる。これらの位階は、本来は十人、五人、三人で構成されていたものが、構成員の増加によって名称はそのままだけに、人数が増やされたものであろう。また、位階昇進などにさいしては、それぞれ所定の礼銭を納めるものとされていた。席次なども年齢に従っていたため、年齢を偽って加入する者がいたこともあり、戸口単子を提出させて再確認する指示がでたこともある。都家の備品一覽帳簿である「雑物都録冊」には生年月日などを記録していたと推測される

<sup>18</sup> もちろん、他の場所で綿紬の商売をしていたことを否定するのではないが、後述するように、1905年当時で国産の綿紬商売がほとんど廃絶状態になっても最盛期とあまり変わらない110名ほどの綿紬麩人が在籍していることを考えると、綿紬商売をしているか否かは、綿紬麩の加入資格において必須条件ではなかったと見るべきだろう。

<sup>19</sup> 負担比率は、以下のようである。父子10分、兄弟9分、孫9分、甥妹（異姓）8分、叔侄（同姓）8分、同姓四寸7分、甥姪（異姓）7分、五寸叔侄（同姓）6分、六寸（同姓）5分、婿3分、七寸叔侄（同姓）3分、姑母夫2分、四寸甥妹（異姓）1分などと、親族関係に応じて負担率が定められている。そして、負債額×（負担すべき分数/20）で、各人の負担金額を算出した。合計が負債額に満たない場合は、綿紬麩の金庫である補用所の備蓄資金などから拠出した。

<sup>20</sup> 田氏では田得潤・得淳・得源（行列字は得か）、劉氏では劉鎮璧・鎮祚・鎮祐・鎮玉・鎮泰・鎮淳（行列字は鎮か）、劉泰潤・泰溶・泰膺・泰宣（行列字は泰か）、劉哲桓・暉桓（行列字は桓か）など。各種の姓氏のなかでは劉氏がもっとも多い。



「年齒」(現存しない)という題名の帳簿があった。

綿紬塵全体を統括する組織として、大房がある。大房には綿紬塵全体を代表する大行首一名と、都領位・副領位・三領位が各一名、上公員・下公員が各一名それぞれ置かれ、大行首と公員は二ヶ月で交代するが、領位は上位者が退任するとその席を埋めるかたちで昇進し、長期間、領位の職責を担当した。定期的な大行首・公員の交替と領位の長期在職は、事務や金銭取扱いにおける不正を防止するとともに、塵の内部事務の引継ぎを確実にさせる効果が期待されていたのであろう。彼ら六名が、綿紬塵の責任役員とも言うべき存在であり、官庁への物品受注に関わる帳簿(受価冊)には、一連の記載事項の末尾にかならず彼ら6名の署名がある。また、組織の資金を運用した「伝掌謄録」にも、彼ら6名の署名が各記事の後に記されている。また、大房の管理下にある組織で資金を出入した場合には、必ず綿紬塵と彫られた印が捺印された。

大房の事務は、綿紬塵の事務室である都家に事務室が置かれて常時二人の事務担当者が交替で詰め、一・六のつく日に大房の業務に関わる収支項目(各所告祀、閏羽を祭る南廟祭祀<sup>21</sup>、弊瘼<sup>22</sup>の費用、南草価[烟草代]などの役員への手当てなどが主な支出)と金額を整理して「日用冊」に記入し、一ヶ月に1回、領位ら6名の承認の署名を受けた。また、業務の必要に応じて、軍中行首、乱塵次知などの役職も設けられていた。また、役職者にたいしては、さまざまな形で手当てが支給された。

大房にたいし、若い構成員による組織が裨房であるが、裨房には首席一名、所任二名が置かれ、国役である労役を担当した。首席は3ヶ月程度で交代し、所任は10日間程度で交代している。また、裨房の管轄下に生殖契と貿紬契があり、それぞれの「伝掌謄録」には、裨房の印と首席をはじめとする3名の署名が残っている。裨房も大房同様の日用支出にかんする帳簿(房会計冊)を不定期に記入して残しており、罰金の収入や事務用品支出などを記録し、3名の役職者のほかに査正(会計監査係)の署名も付されている。裨房の役職者にたいしても、別途に規定の手当てが烟草などの現物や貨幣で支給された。大房と裨房の間には、裨房耳目が裨房の構成員から選ばれて裨房の事情を大房に報告し、大房から裨房への連絡係には三十歳になった者から大房使喚が任命された。

また、綿紬塵全体に関わる新たな規則制定や負担の分配、負債を抱えて塵を脱退あるいは死亡、ときには脱退処分になった者の負債整理と誰が負担すべきか、さらに綿紬塵の共有財産の売却などは、領位らからの指示をうけて不定期に開催される綿紬塵人の全体会議である「公論」によって承認されて記録された。その記録は、「別出次知盟文謄録」として記録され、記事の末尾には大房の6名の役職者の他、次知、軍中行首、曹司などの役職者が全員署名している。この「盟文謄録」は2冊(1888-92、1898-1913)が現存している。そこでの決定は役職者からの提案をうけて出席者全員一致による合意の形式をとっており、朝鮮時代における集団内部の意思形成のあり方を伝える事例でもある。

<sup>21</sup> 南廟は、現在のソウル駅のほぼ真向かいで南山の麓にあった。植民地時期には残っていたが、現在は亡失。

<sup>22</sup> 弊瘼とは、18世紀中頃の英祖代から始められた行事で、英祖・正祖代には国王が昌慶宮の弘化門前において、貢人、市塵人からのさまざまな訴えを取り上げ、それにたいする措置を決定するものである。決定は、判決文の形式である謄給として下されたり、節目、定例のような法令形式で定められる場合もあった(趙映俊、前掲書、13頁)。国王の臨席はなくても、貢市人優待の意を示すために、行事そのものは継続していたようだ。その会場設営費は、訴えを出す貢市人の負担だったわけである。

## 2. 綿紬塵の業務

綿紬塵の業務は、大きく見て三つに分けられる。一つは、官庁や官房への綿紬の納品すなわち進排である。進排する品には、清への朝貢使節が持参する歳幣と方物、清国からの使節に贈る清人礼単、釜山に居留する対馬島からの使節や江戸幕府の将軍などに贈る倭人礼単、財政官庁である戸曹からの求めに応じて納品する吐紬・水紬、明礼宮に納品する上紬があった<sup>23</sup>。このうち、数量が決定していたのは歳幣（毎年の朝貢品）として清国に献上する各種の綿紬四百匹と、日本との外交で贈答品に用いる倭人礼単だけであり<sup>24</sup>、他はそのときごとの必要に応じて数量が変わり、その納入価格だけが品目ごとに定められていた。たとえば、日本に通信使が派遣される場合には、3同5疋（=155疋）を礼物として持参したが、中国から勅使が来る場合には、18同10疋（910疋）を奉呈することになっていた<sup>25</sup>。中国皇室や朝鮮王室における慶弔の行事や儀式のたびごとに、大量の絹織物が必要とされたため、納入する量は大きく変動したのである。たとえば、また、納入する品の包装や搬入、さらに必要に応じて吐紬と水紬を所定の色に染色する工程も綿紬塵の業務であり、その染色工賃も定められていた。

二つめは、国役としての労務提供である。これは、よく知られているような宮殿や宗廟、漢城府などの修繕や窓戸紙の張替えだけでなく、進排にともなう歳幣や方物の包装と搬入作業、国王の行幸や冊封にともなう玉冊への随行と雑役、宗廟や文廟などで執り行われる祭祀の準備にかかわる雑役、宮中儀式にさいしての天幕の縫造と設営など、多岐にわたるものである。また、科挙試験にさいしても実施費用の一部を負担していた。さらに開港後は各国公使館などの修繕という新たな労務も加わっている<sup>26</sup>。

<sup>23</sup>『万機要覧』財用編、戸曹貢物条によれば、出費が多かった年の例として正祖戊戌年（正祖二年、1778年）の実績について、有元貢別質として済用監に白鼎紬が、無元貢別質として済用監に白方絲紬、色吐紬、白吐紬、進献綿紬、水紬などが、さらに尚衣院に吐紬価折銭二千五百六十二両相当が納入されたことを記しており、各塵契別質として綿紬塵に上紬、礼単綿紬、経用綿紬等価折銭六千二百七十二両が支出された、と記している。これらの綿紬塵品目はいずれも別質であるので、毎年の事情によって増減するのだが、済用監や尚衣院が綿紬塵の主要な納入先であったことが分かる。

<sup>24</sup>『万機要覧』財用編、歳幣条には、歳幣各種として、「白紬二百疋、紅紬一百疋、緑紬一百疋、每疋価大同木九疋、自戸曹上下于綿紬塵」、との記事がある。方物条によれば、冬至、正朝、聖節、謝恩、奏請、進香など、使節派遣目的に応じて、皇帝、皇后、皇太后、皇太子に献上する綿紬類の量が異なり、派遣回数によっても必要量が異なるために、必要な綿紬類の量も年ごとに異なった。最低限必要な各種綿紬は、冬至使で110疋、正朝使で110疋、聖節使で130疋、別使で130疋、奏請使で130疋、進香使で600疋に上る。毎年、最低限でも冬至、正朝、聖節で350疋は必要な計算である。それらの価格は、「每疋価下地木八疋、黄染価銭四両、紫染価銭十九両、戸曹給価於諸塵、而済用監勾管進排」と定められている。倭人礼単は、公質条によれば、毎年、対馬から派遣される年例入送使への礼単（歳遣第一・二・三船、以酌庵、萬松院など）が合計で綿紬三十疋であり、他に草梁倭館に駐在する館守差倭に白綿紬五疋、裁判差倭に白綿紬五疋、宴席での引出物として計三十疋の白綿紬の支給が定められている。

<sup>25</sup>『膳録』。なお、割註によると清人礼単は以前より5同14疋（=264疋）減額された数字であり、もともと1174疋が必要であった。このように大量の上紬を一時に準備することは綿紬塵としても困難だったようであり、「礼単都給、一塵之大役也、古有三色差備之役行、而近来都給之令、出於不時、或為或不為、待令虚還之時、亦多有之」と記して、近年では納入指示が時ならずして下されるため、全数を納入できないことや、準備しておいても納入指示が出なかったりすることが多い、と述べ、綿紬塵の役員たちが予め都家に備蓄しておくのがよい、と定めている。

<sup>26</sup>「行軍」には、甲申（1884）正月から乙未（1895）二月までの、出役した労役の種類と出役した人の姓名が残されている。また、出役した内容ごとの延べ人数が、裨房の首席と所任の署名とともに記載されているところから見て、労役への動員は裨房の担当であったことがわかる。また、「軍井間冊」では、各人がどの労役に出役したかが目目のなかに記録されている。「軍防口冊」は、出役ごとに1-2両程度の金額を生殖契に入金した人たちの姓名を記録しているが、これは、実際に出役する代わりに出役の費用などを裨房の備蓄資金である生殖契に納入した人たちの記録ではないかと推測される。

綿紬塵の所蔵物品目録（「雑物都録冊」）を見ると、「塵号八字」（文字は不明）を記した旗が新旧二件、統旗葉十二件、具竹十二介の他、孔雀羽七十四介、頭巾九十介、紙瓢子八十五介などがあり、別の記事には赴役時旗竹一介、旗葉一件、統旗葉十件などとも記録されている。多くの旗と旗竿、綿紬塵人の定数80とほぼ符合する数の頭巾と孔雀羽が保管されていたことから、彼らは、このような労務提供にさいして、揃いの頭巾を被って孔雀の羽飾りを頭に挿し、塵号を大書した旗と隊列ごとの旗を立てて参加することになっていたようである。まことに晴れがましい姿であろう。労務提供は一面では苦役ではあるが、同時に一般人が立ち入りを許されない宮闕の奥深くや宗廟に出入りする機会でもあり（その記録が「大内修理膳録冊」）、まことに「都下根本之民」であることを市民たちが自己確認かつ誇示する機会でもあったはずである。この労役負担のための出役や各種の役職負担を、誰がどれだけ果たしているかを一目瞭然に示した帳簿が、数種の「井間冊」である。

ここで、「井間冊」について、説明しておこう。井間冊とは、帳簿を碁盤の目のように四角く区切ったところから名づけられているが、その一番上のマスに担当すべき人名などを記入し、その役務を担当したら下のマスのなかに年月日記入や確認印捺印をするものである。輪番で回ってくる祭祀担当（「本庁朔告祀輪回井間冊」、「齋有司井間冊」など）や種々の業務負担（「染有司井間冊」など）、さらには出店している房の家賃（房税）納入（「房税冊」）も井間冊によって記録されており、綿紬塵にかんするさまざまな「雑務」負担や労役奉仕などを各人がきちんと果たしているかどうかを確認し記録するための帳簿である。このような記録帳簿が業務ごとに作られ、かつ記録されていたことは、綿紬塵運営のための労役や事務の負担を可能なかぎり平等に負担するための工夫だったと推測される。

三つめは、綿紬塵の構成員とその家族のための相互扶助機能である。これは、婚礼、葬儀、祭祀などに際しての現金の支給、構成員によって結成された契による低利ないし無利子融資などである。また、すでに死亡した元構成員への祭祀、関羽を祀った南廟祭祀なども綿紬塵によって執り行われた。また、「補弊所上用冊」によれば戊寅年（1878）からは、顕聖廟<sup>27</sup>（中国の武将である関羽を祭った祀堂。関羽は商売の神様でもある。6月23日に誕辰、10月20日に忌辰の祭祀を執り行っている）を移安し、毎月朔日に茶礼を執行し、毎回5両、丙戌（1886）二月からは10両を支出している。

ことに綿紬塵構成員と妻、構成員の両親や祖父母と兄弟、妻の両親の死去にさいしては、それぞれ定められた金額や各種の契からの金額が支給されており、構成員本人が死去した場合は二百両余り、構成員の妻の場合は百両余りを受け取っている事例が確認できる<sup>28</sup>。また、構成員本人と妻の命日は、「別贈儀冊」に記録されている。おそらく、忌日祭のためにながしかの金銭が支給されたのであろう。

また、各種の契が設立され、構成員たちのための資金融通を行っていた<sup>29</sup>。例えば、甲戌

<sup>27</sup> 顕聖廟は、中区芳山洞4番地にあった関羽の祀堂。桑野栄治氏のご教示による。関羽は、中国の三国志で有名な武将であるが、後に商売の神様として祭られるようになり、壬辰乱に際して明軍将兵が持ち込んだとされる。

<sup>28</sup> この支給金額の内訳と合計は、「齋案冊」に記録されている。例えば、乙未（1895）二月二十九日の記録では、金十座の死去にたいし、元齋銭14両7銭、四所齋銭160両、補用所別贈儀12両5銭、倭単所別贈儀5両、貿紬契別贈儀20両、二牌齋銭4両5銭、戸曹牌齋銭3両、松炬20柄代文4両、合223両7銭が支払われている。

<sup>29</sup> 高東煥、前掲論文、84頁が、「措備契伝掌膳録」の記事から、綿紬塵内部の資金融通を紹介している。

(1874)十一月十五日の水紬契の記録では、伝掌錢文2069兩9分にたいし、無辺すなわち無利子で二人の構成員に計114兩3錢4分を貸し出し、残り1954兩余りを六ヶ月間、月1.5%の利率で貸し出している<sup>30</sup>。また、若い構成員が組織されている裨房の構成員たちが参加していた質紬契では、己丑（1889）正月二十一日の記事で、伝掌錢文522兩1錢6分にたいし、六ヶ月の利子が46兩9錢9分であり、これもまた月1.5%の利率である<sup>31</sup>。もう少し後の丙申（1897）二月二十日の預先所の記録でも、4634兩6錢にたいし六ヶ月の利子が417兩1錢1分であり、これもまた月の利率1.5%の計算である<sup>32</sup>。これは、平市署に貸し出していた金利一ヶ月2%（毎月160兩を貸しており、12ヶ月の利子分だけが毎月入金されていた）よりも低利であり<sup>33</sup>、地方の族契などでの利率年35-40%（一ヶ月では約3%）<sup>34</sup>、一般の利率年50%などよりはるかに有利な利率であった。このような有利な融資に預かれるということは、綿紬の商売をしていなくても綿紬塵に参加する動機の重要な一つであると見てよい。

### 3. 綿紬塵内部組織と帳簿類

さて、綿紬塵には、これらの多様な業務を執り行うために、次のような組織が綿紬塵の内部に設置され、それぞれの帳簿を作成していた。

補用所	綿紬塵全体の主要な運営資金を管理する財務担当組織
歳幣契	歳幣を調達、納品するための組織であり、綿紬塵の構成員全員が参加。
倭単所	倭人礼単を調達、納品する組織。明治新政府に変わってから、倭人礼単は廃止されるが、財務組織として存続した。
水紬二所	<u>水紬契</u> 水紬を調達、納品するための組織。
	<u>吐紬契</u> 吐紬を調達、納品するための組織。
	<u>上紬契</u> 明礼宮に上紬を納入するための組織。
生殖契	裨房構成員が参加。契による相互扶助。裨房の備蓄資金を管理。
質紬契	裨房構成員が参加。契による相互扶助。
護葬所	綿紬塵構成員とその家族の葬儀や祭祀を相互扶助するための基金。
預先所	不明。
補弊所	1875年までは歳幣の綿紬を擣鍊加工する資金や歳幣余利を管理運用していたが、1878年からは関羽を祭る南廟茶礼（毎月1日に実施）と移安した顕聖廟（同じく関羽を祭る <sup>35</sup> ）祭祀の資金負担が主要業務になる。広州に所有した田地からの秋収の管理も担当。綿紬塵の雑多な収入・支出を管理した組織 <sup>36</sup> 。

<sup>30</sup> 「水紬二所伝掌謄録」

<sup>31</sup> 「質紬契伝掌謄録」

<sup>32</sup> 「預先所伝掌謄録」

<sup>33</sup> 「尚方散貸錢冊」

<sup>34</sup> 金載昊・朴基柱「農村利率の長期変動」『数量経済史 Ⅱ 다시 본 朝鮮後期』（2004年、ソウル大学出版部）131頁。

<sup>35</sup> この関羽を祀った祀堂を、市塵が集中する鍾路十字路の普信閣の隣に移安し（地図参照）、他の塵とともに篤く毎月一日と生辰・忌辰に祀るようにしたものであろう。

<sup>36</sup> 「乙丑補弊所上冊」、「辛卯補弊所上冊」の2冊にさまざまな支出項目を記録している。最後の記録は戊申（1908）8月である。



## 綿紬塵出納帳簿類（大房・裨房の日用冊は除く）

	受価冊	会計冊	上用冊	上下冊	伝掌謄録	その他	備考
歳幣契	65-76 77-94	52-53	65-03	65-03	65-00		清への歳幣
進献方物	65-82 82-94	61-64 65-77 77-89					清への方物（時期・量は不定）
清人礼単	65-81						清国使への贈物
倭単所	65-76	61-65	78-84 93-06	65-83	05-06		日本使への贈物
水紬契	65-77	87-92					
吐紬契	95-94	62-65 65-68 92-97					
上紬契	65-92						明礼宮
補用所			74-77 77-81 91-95 95-98 98-01 01-04	77-81 81-87 87-91 00-03 03-09			綿紬塵の運営基金
白糸契			65-78	66-76	65-78		
補幣所			65-91 91-08	91-09	50- 65-80		
水紬二所			64-78	64-78	64-78		
措備契			64-00	65-98	65-88 89-00		00年3月に廃止。残った資金は倭単所に移管。上用冊。
護喪所			65-00	65-98	65-92		
預先所					90-00		
生殖契（裨房）			65-75 76-83 83-98	65-92 92-02	65-75		
貿紬契（裨房）			86- 86-99	65-84 86-99	65-84 86-99		99年1月に廃止。残った資金は生殖契に移管。上用冊による。
水紬措備冊						65-83 83-95	
版紬措備冊						65-92	
進排受価未下冊						84-94	
錢木布米先受冊						85-97	
歳幣契倭単所上用上下冊						98-02	

備考：京都大学付属図書館河合文庫所蔵本。

干支表示を相当する西暦に直した。数字は18xx年の下二桁で、例えば、65-03は1865-1903年の意味。

下線を付したものは京都大学付属図書館所蔵本であり、河合文庫本とは別置されているもの（未実見。吉田光男氏の調査による）。

受価冊は、戸曹からの受価金額とその配分帳簿。受価の度に、過不足ないように清算。

会計冊は、受価したものうち、購入に当てる部分の配分帳簿。過不足金額は繰り越される。

上用冊は、支出帳簿。多くは構成員の親族の祭祀・葬儀費用定額を支出。

上下冊は、入金帳簿。多くは新参礼（入会金）2.5 - 3両。

伝掌謄録は、契の基金からの貸付金と利息入金の記録。ただし、基となる資金の出所は不明。

措備契 不明。

これらの組織のうち、歳幣などに必要な綿紬の調達に直接携わっている組織は、下線を付したものであり、そのため、表に示したように、代金の受け取りとその項目別の支出を記録した帳簿である「受価冊」、その内訳のなかでことに綿紬調達に関する支払い記録である「会計冊」が、納入する品目ごとに作成されている。また、受価冊は一回の受価、すなわち納入する綿紬の代金（米・綿布・麻布・銅銭）を受け取るたびごとに、補用所への入金、綿紬塵構成員への分配（その記録から構成員の人数が分る。また、役職者には1.5もしくは2倍を配当）、関係官吏への「人情」（手数料ないしは付け届け）、そして綿紬の調達代金などの項目に支出されて残金が無いように清算される。他方、実際の綿紬調達のために支出される代金（「本色」）の支出記録と納品用の綿紬の調達記録である会計冊は、綿紬塵人が実際に塵に持ち込んだ綿紬への支払いと綿紬の上納および上納用在庫品の記録簿である。さらに会計冊は支払い後の残金あるいは支出超過金額を繰り越しており、綿紬についても措備すなわち新入荷した綿紬、そして時在すなわち在庫と現在高を種類別に記載している。また、上納品への代金支払いが遅れるなどして赤字額が大きくなると補用所からの資金移動を行って帳簿上に発生した赤字を補填している。つまり、綿紬の納入に関わる代金の流れは、この受価冊と会計冊によって把握できるようになっていたわけである。また、個別の進排業務ごとに受価冊と会計冊がセットで作成されて、それぞれが帳簿上は独立採算の形で運営されていたが、それらの諸業務で発生する黒字と赤字は、綿紬塵全体の運営基金である補用所の資金（さらに倭単所も同様の機能を有する）に備蓄、もしくは補填されるようになっていたのである。

なお、受価に伴う代金の受け取りと綿紬の納入にさいして、担当する吏や軍卒らに金額の10パーセント程度が、「人情」として支払われていたことなども、細かく記録されている。人情は、上述した国役への出役にさいしても、関係する官吏、軍人たちにも支払われていた。

このような「人情」の支払いや、名節ごとの銭文の納入は、その金額、相手先、支払い時期までが、先例として定められており（「贍録」）、官庁との関係で収入を得ていた綿紬塵には不可欠な出費であっただけでなく、官庁に所属する吏や軍卒らにも、生活手段の一つであった。

これにたいし、構成員の親族の祭祀・葬儀費用など、支出を記録した帳簿が「上用冊」、主に塵や契への新規参加者から納められた入会金（新参礼、礼銭）など、収入を記録した帳簿が「上下冊」、さらに、契の基金からの貸付金を定期的に記録したものが「伝掌贍録」であり、それぞれの組織ごとにこの3つの帳簿がセットになって作成されていた。

ここで注目されることは、i 受価冊と会計冊だけを作成していた組織と、ii 上用冊・上下冊・伝承贍録の3点セットだけを作成していた組織、そして、iii それらの両方を作成していた組織の3種類が存在したことである（付表）。i の組織は、純粋に綿紬の上納すなわち進排のための組織であり、ii の組織は逆に相互扶助のための組織、iii はその両方を兼ねている組織であったことがわかる（倭単所は廃藩置県や明治政府との条約締結により綿紬の上納という機能を失うが、1900年以後までも ii の帳簿は作られ続けていることにも注意したい）。表に示したように、i よりも ii および iii が多いことがあきらかだが、そのことは、とりもなおさず構成員の相互扶助や資金融通が塵の機能として、より重視されていたことを示すものに他ならない。また、補用所は「上用冊」と「上下冊」すなわち支出帳簿と収入帳簿だけを作成しているが、他の上用冊・上下冊とは記載内容が異なり、綿紬塵の運営のための資金の出入を記録したものである。これは、補用所が綿紬塵の主要な運営基金であったという性格を反映したものである。

なお、この表で、多くの帳簿類が1865年（乙丑年）から記帳され始めているのは、その前年末の火災によりそれまでの帳簿類がほとんど焼失したためである<sup>37</sup>。また、表には挙げなかったが、綿紬廩の構成員の氏名が記録されている帳簿の題名が前述の「歳幣貢案冊」である。実は「歳幣貢案」という酷似した題名の帳簿もあり、こちらは道光十二年（1832）のものである。道光年間の「歳幣貢案」は、193名の氏名が記録されており、大行首・領位らの4疋を最大にして最小半疋までの綿紬を負担することを定めるとともに、その供出を確認したものである。しかし、乙丑年に記録されはじめた「歳幣貢案冊」には、そのような綿紬の負担は記されておらず、純粋な加入と脱退の記録になっている。「歳幣貢案」、「歳幣貢案冊」が綿紬廩の構成員名簿でもあった理由は、歳幣として清国への使節が持参する綿紬の調達が、原則として綿紬廩の構成員全員が負担すべきもっとも重要な業務と理解されていたからと推測される。

このような内部組織ごとに作成された文書のほかに、綿紬廩全体に関わって作成されたものがある。

まず、綿紬廩の基本業務を定めたものが「臚録」である。また、議政府から発給された「綿紬廩節目」なども残されている。すでに物故した綿紬廩人の祭祀のために「死亡冊」も作られた。しかし、上述の「雑物都録冊」に収録されている「乙丑五月 日各項文書冊新措備都録」によれば、火災後に新規に作成されて都家に保管されている文書類は次のようである。

首席先生案、任席先生案、望葬、立議、年齒、出市、三保、首席致慰、大房会計 又一卷、歳幣貢案、各房房税、充定座目、吐紬矣備、生殖契上用又一卷、生殖契上下、生殖契臚録又一卷、質紬契上用又一卷、質紬契上下又一卷、質紬契臚録又一卷、行軍目 又二卷、軍防口 一卷、齋上下、通三牌、雑物都録、軍井間 又一卷又一卷、奴軍井、齋有司井、挾板有司井、使喚井又一卷又一卷、中部房貫上下、中部房貫各房上下、儼例庁例送、太学堂例送、都家差出、各房接用、耳也措備、大内修理臚録、粉板座目、房会計又一卷、別出次知立章臚録一卷 又一卷、本庁朔告祀輪回井間冊一卷、染監水紬挾板有司井間冊一卷、諸各廩戸曹応軍節目一卷、諸各所軍役事議政府臚給一卷、三保充数冊一卷。

これらの題名のなかには河合文庫に所蔵されていないものもわずかだが指摘でき（例えば、年齒、使喚井）、また、題名が異なって伝わっているもの（河合文庫所蔵の日用冊と大房会計）も存在する。しかし、この時点で都家に所蔵されていた成冊類のほとんどが河合文庫に所蔵されていることに驚かされる。これらの帳簿類が、綿紬廩全体の基本業務に関わるものであり、そのために都家に保管されていたものと思われる。なお、「又一卷」の筆跡は後から書き加えたものであり、「もう一冊追加」ほどの意味であろう。

さらに、乙丑年から記入が始められ河合文庫にも収蔵されているが、この目録には載っていないものがある。これには、裨房にかかわる質紬契と生殖契の帳簿類を除いた、綿紬廩の主要内部組織である各契や補用所などの受価冊・会計冊、上用冊・上下冊・伝掌臚録冊類である。おそらく、これらは当時から都家に保管されていても（都家の火災とともに焼失している）、これらとはいっしょには保管されていなかったものようである。推測であるが、労役動員に

<sup>37</sup>「高宗実録」高宗元年（1864）、十二月二十六日条に、「議政府啓、即接綿紬廩市民等訴、即以爲、日前失火時、居接都家及座市守直房、尽爲被焼、各項進排措備物種與舉行文簿、一未收拾云矣」とあり、綿紬廩の事務所である都家と座市守直房（先述の後二房東の奥か）の火災のために各種の進排のために準備してあった綿紬類と、舉行文簿すなわち国役遂行のための帳簿類が失われたことを伝えている。

関連するもの、房税などの徴収に関わるもの、つまり、総じて一般の構成員の目にも触れても支障がないもの、裨房業務に関連したものは参照しやすい手近なところに保管され、そうではない補用所などの重要な組織とそれぞれの契の業務に関わるものは、それに所属する資格を有する塵人や特定の役職者だけが閲覧参照するように、これらとは別に保管されていたものと考えられる。

さらに、この「雑物都録冊」が作られた後に作成された、それまでのものとは性格の異なる成冊類がある。これは、1880年代に入り、物価上昇と朝鮮政府の統治能力の低下に伴い、急速に国家財政が悪化し、そのために綿紬塵などへの代金支払いが滞ったために、新たに作成されはじめた帳簿である。「辛巳為始進排受価未下冊」、「辛巳為始錢木布米先受冊」（辛巳年=1881年）の二つである。前者は未払い記録であり、後者はその内の相当に年月が経過してから支払われたものの記録である。

これらの多くの井間冊や帳簿類を綿紬塵は各内部組織ごとに作成し、かつ保存していたのだが、個別の綿紬塵人の商業経営を伝えてくれる史料は一点も存在しない。すでに見たように、全体の組織としての大房・裨房の運営のための記録のほかは、国役負担関連の記録、綿紬の進排にかんする各種帳簿類、そして相互扶助のための各種記録と帳簿類が残されているばかりである。「雑物都録冊」のなかにも、個別経営を記録したと思われる題名が付された文書はなかった。また、綿紬塵の重要事項を決定した記録である「盟文贍録」のなかにも、商業権益にかんする記録を、残念ながらみいだすことができなかった。

このことは、綿紬塵の日常的な活動は、必ずしも競争的な市場を前提とした商業活動ではなく、上述の三つの機能すなわち、進排・国役・相互扶助に集約されるものであったことを示している。

現存する綿紬塵文書の時期は、おおよそ開港期に重なっており、綿紬塵に関わることがらとしては、清国産の輸入絹織物が大量に輸入されるようになったために、綿紬塵の取扱い商品である国産絹織物の販路が大いに圧迫され、しだいに朝鮮における養蚕・製糸業までもが衰退していく時期であり、他方、政府の事業として養蚕・製糸業の改良が試みられていた時期でもある。しかし、上納のための綿紬価格が値上がりし、そのため支給される金額では原価割れしてしまい、あるいは、国家財政の困窮に起因して政府からの代金支給が滞っているなど、綿紬塵維持が困難であることを政府に訴えていることは確認できるのだが<sup>38</sup>、綿紬の国内生産状況や市中価格の動向、販売状況、あるいは国産絹織物を扱う商人として政府事業を支援するような議論はまったく出てこない。これらは、どういうことを意味しているのだろうか。

第一に、綿紬塵の立場としては、個別の構成員がどのような商経営をしているのか、まったく関心を有していなかったということであり、第二に、綿紬塵の関心は綿紬の進排と受価、労役の提供という国家との関係にあり、その限りでの綿紬価格動向や、塵としての利益確保にあった。そして第三に、葬儀と祭祀、低利の融資を中心とする構成員の相互扶助という部分にあったということである。彼らにとって、商業権益とは、まずもって政府に綿紬を納入することで得られる代金の分配と塵の維持にあったのであり、清国商人との市中における販売競争や国内での養蚕製糸業の盛衰などは、綿紬塵として関わる対象ではなかったのである<sup>39</sup>。

<sup>38</sup> 1886年の「綿紬塵節目」

<sup>39</sup> このような綿紬塵の活動は、経済人類学者カール・ポランニーKarl Polanyiが古代バビロニアの銅取引人について述べている記述を想起させる。やや長いが、引用しておく。

「しかし、一方における管理交易あるいは協定交易と、他方における市場交易のあいだの主な違いは、



ここで、時代が遡るのだが、17世紀から18世紀にかけて、日本が大量の生糸（白糸）を輸入していたことは、よく知られた事実である。その一つの窓口は長崎であり、清国商人とオランダ商人（オランダ東インド会社）が、主として中国南部やベトナム産の生糸を日本に持ち込んでいた。もう一つの窓口は対馬であり、中国産生糸を釜山の倭館で私貿易の形で取引して日本に輸入していた。このような近世日本の生糸輸入貿易はよく知られているところであるが、対馬に中国産生糸を売り渡した朝鮮側の主体については、まったくと言ってよいほど明らかになっていない。そこで、状況証拠しか残されていないのだが、朝鮮経由の生糸中継貿易に携わっていたのが綿紬塵だったのではないかと思われる記録を紹介しておこう。

まず、最小でも年間350疋が必要とされる清国皇室への方物であるが、『万機要覧』方物、方物各種措備条の割註で、「各色綿紬、前以白絲貿來織造矣、正宗乙卯〔正祖19年、1795年〕、以我国絲所織綿紬精封摺裏事、戸曹判書李時秀陳達、定式」とあり、1795年以前においては、輸入した白糸を用いて朝鮮で織造し、再び清国に持参していたことが明らかである。この綿紬の織造、調達を担当していたのが綿紬塵であるので<sup>40</sup>、原料である白糸の輸入に関わっていた可能性がある。他方、釜山において対馬からの使節らに贈呈する綿紬を調達していたのもまた綿紬塵であった。これらの記事では、綿紬塵が直接にとりあついていたのは綿紬であって白糸を扱っていた主体は不明である。ところが、綿紬塵が自塵の業務の先例一覧として作成した「臚録」で、進香使礼物戸曹郎序看品時人情の記事に、「進献綿紬元非常産、而毎年節行時、次知付添買絲、乃使綉匠給緞織造為乎矣、每匹工錢二兩式、每匹重七八兩、広七寸、許長四十三尺為限、鍊精以待官分付納上事」とある。これによれば、「進献に用いる綿紬はもともと常産（＝国内産）ではない。毎年定例の使節が派遣される時、綿紬塵の役員である次知が随行して白糸を購入し、それを職工に織賃を与えて織造させている」とあり、冬至・正節使に随行して中国から生糸を購入することが塵の業務であったと記録されている。そうであるので、17世紀から18世紀にかけての対馬向けの生糸調達にも綿紬塵の構成員がなんらかの形で関わっていた可能性は否定できないだろう。中国での生糸買付けの事情は不明だが、毎年同じ時期に出発する使節団に随行していることから、中国側でもあらかじめ購入量を整えていたはずである。それを自塵での織造用と対馬への売却用に分けて処理したと推測しても矛盾は生じない。

とはいえ、日本への生糸中継貿易そのものが、元禄改鑄により品位が低下した銀を、いった

---

交易人の活動そのものにある。市場交易とは対照的に、ここでは、そうした活動には、価格の期待についてもリスクがなく、債務者の支払い不能のリスクもないのである。価格のリスクは、価格変動をとまなう価格決定市場がないためにありえず、また、交易組織全体が価格差にもとづく利潤に依存するのではなく、むしろ売上高に依存していることからありえない。そこで、ここに現れてくるのが、価格に対する関心が相対的に欠如していること、当面の仕事からの利潤を云々することがないこと、そして、さらに重要なことであるが、損失を云々することがないことなどの現象である。ビジネスへの参加は、事実上、必ず利潤への参加になるのである。このことは、交易への共同出資の形態に対してはなほだしい影響を及ぼすのであるが、価格に損失が含まれないのが一般的な原則であることに留意しなければ、それを理解することはできないであろう。」（玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』第七章ハムラビ時代の非市場交易、ちくま学芸文庫、2003年、245-246頁。なお、第七章論文の初出は、Polanyi, Trade and Market in the Early Empires, The Free Press, 1957,の第二章“Marketless Trading in Hammurabi's Time”であり、同訳書は1975年に日本経済新聞社から刊行されたものを改訂して文庫化したものである。）つまり、今から4000年近く昔、古代バビロニアではアッシリア商人たちがシリア、エジプト、イラン高原をつなぐ広範囲な交易活動を展開していたのだが、バビロン市には市場が存在していなかったという点に着目し、アッシリア商人の活動は、「公益、とりわけ政府の軍需品調達のために組織された、リスクのない非市場的交易」253頁、であったと見たものである。

<sup>40</sup> 註23を参照。

人は受け取りながら後に受け取り拒否したことを契機として、銀を代価とした生糸輸入には厳しい枠がはめられてしまう。さらに、日本における白糸国産化の進展の結果、生糸輸入そのものが18世紀後半には断絶してしまう。他方、以前の貿易によって日本から流入していた倭銀もまたしだいに払底しつつあったために、進献用の綿紬を織造する材料に輸入生糸を用いること自体が18世紀末に中止されている<sup>41</sup>。生糸の中継貿易が衰退してから百年以上後に作成された史料であるために、この程度の僅かな記録しか残っていないと見るべきか。

高東煥によれば、19世紀に入ってから綿紬麩の運営は、立麩による国産生糸を用いた緞の織造という競合、さらに西洋緞紬紋の流入、そして1805年、1841年、1844年、1864年と相次いだ火災にも見舞われており、開港以前にすでに衰退していた、とされる<sup>42</sup>。しかし、外部的要因に綿紬麩の衰退原因を求めるならば、中国産生糸の対日中継貿易が衰退していく18世紀にすでに綿紬麩の衰勢はきざしていたと見るべきであろう。そのために、18世紀後半以降は、必然的に国家財政と関わる進排からの収入にいつそう傾斜していったと言えるのではないか。

### 3 綿紬麩と国家財政の関係

綿紬麩と国家財政との関わりを記録した帳簿が、「受価冊」と「会計冊」である。これは、上述したように、納入目的と納入先ごとに、すなわち、歳幣、進献方物、清人礼単、倭人礼単、水紬、吐紬、上紬のそれぞれについて帳簿が作成されているのだが、1880年代に入ると、しだいに代金の支払いが滞ってきたために、それまでは別々に作成していた帳簿から代金未払いのものを一冊にまとめて「進排受価未下冊」を作り、また、受価したのものについては「錢木布米先受冊」に記録するようになっていく。そのような事情から、本来、綿紬麩にとって基本業務であった進排にかんする記録類は、綿紬麩の解散までにしだいに一部が失われていったものと思われる。そのため、受価冊と会計冊が、同じ組織、同じ時期について残っているものは、残念ながら、進献方物に関するものだけである。ここでは、「進献受価冊」と「方物次知会計冊」を利用して、受価した代金がどのように分配されていくのかを明らかにしよう。

受価冊の記載内容によると、おおよそ次のような順番で受価の手続きが進行している。

#### ① 代価（受価）の受け取り

納入品目ごとに1匹あたりの公定納入価格が定められており、その価格に従って錢文・木・米の支給を受ける。綿紬一匹にたいする木・米のレートは、市勢とは別に公定され

<sup>41</sup> 綿紬麩による生糸輸入は18世紀末をもって断絶しているが、それ以前に生糸輸入に関わっていた麩として立麩も考えられる。『備辺司謄録』純祖二十九（1829）年二月一日条では、綿紬麩が立麩を訴えて、立麩が「国中所産常絲、一並都聚、依倣唐物、暗地織出、狼藉行売」していると非難しているなかで、「紬麩則以常絲織紬、緞麩則以唐絲織緞」と述べている。五月十三日条では、立麩が「是年久之事、有乱邇然变革」と反論している。もし、綿紬麩の指摘のように、立麩は唐絲をもって緞を織っていたのであったならば、立麩もまた中国産絹織物だけでなく、中国産生糸をも輸入していたことを意味する。しかし、銀不足に起因して生糸輸入が途絶えたために仕方なく国産生糸で中国風の絹織物を織造するようになっていたならば、立麩の言うように、これはずいぶん前からやっていたこと、と言えるであろう。対日生糸中継貿易のように巨額な取引の場合、複数の麩とその関係者たち（吏胥や軍官）が関わっていたとみてしかるべきであろう。中国との交易に携わった人物の母方親族に中央官衙の吏胥や軍官がいた事例については、須川「朝鮮後期における銅錢使用の普及にかんする試論」（『年報朝鮮学』第17号、2014年12月）、57～58頁。

<sup>42</sup> 高東煥『朝鮮時代市麩商業研究』、知識産業社、2013年、210～215頁。

ている。また、受け取りに際して官の倉庫の官吏に情米数石を渡す。

受け取った銭文・木・米などの種類と数量を記載。木・米を販売して作銭（現金化）し、その市勢による作銭レートと総額を記入。現金化して入金額の総額を記載。

そこから、前頭浮費として200両を差し引き、さらに、受価に関わる官吏と軍人たちへの人情を控除（受価総額の10%程度）。

実収入を確定して記載。

上述の人情と運搬費は、その詳細を項目ごとに金額を明記して後録に記載。

## ② 綿紬の調達

納入用の綿紬1匹の購入価格を決定し（品質、市価によって若干の変動がある）、購入総額を決定。綿紬調達に掛かる費用を本色と呼ぶ。

この本色の総額は会計冊にも記載。

## ③ 分配

綿紬廩の運営基金である補用所に補縮として数十ないし数百両を入金。

綿紬廩人たちに、一衿（一人分）X両Y銭と定め、領位・受価次知などの役職者と実務責任者には加衿して、利益分配（分児）。120-125衿程度。半衿資格で加入している者にも一衿分を支給。この分配記事から、綿紬廩には1870年代に120名程度が加入していたことがわかる。

残額があれば、大房の日用冊に入金。

受価冊の記載で注意されることは、受価するたびに項目の記載が行われており（そのため、冬至使・聖節使にあわせて年に一回の場合が多いが、清国皇室の慶弔に応じて年に数回の場合もある）、受価は銭文・木・米などであるが、市価に従って作銭しさまざまな用途に支出もしくはは備蓄・分配していることと、受価のたびごとに入金額の全額を残らず精算していることである。

会計冊は次のように分かれて記載されている。こちらは受価冊とは異なり、ほぼ二ヶ月に一回程度の間隔で、綿紬の出入りと銭文の出納が記録されている。

① 措備秩 納入が予定されている綿紬の調達記録。冬至聖節使進献・謝恩使進献など納入目的ごとに数量を記載。

② 捧上秩 入金記録。

受価したなかから受価冊において前頭浮費として控除しておいた金額、本色として確定しておいた金額を、それぞれ項目ごとに記載。

③ 用下冊 支出記録。

捧上秩に記載された納入綿紬への支払い代金だけでなく、綿紬の納入に関わって、倉庫、染色、看品（品質検査）、包装などの過程に関与する官吏たちへの多種多様な人情を、項目ごとに記載。人情の総額は記載されていないが、5%程度には達しているようだ。

④ 段を下げて、在庫記録

各種綿紬（白進献、黄進献、紫進献、白袴進献）のそれまでの在庫と新入荷（新措備）数、染色などの加工に出しているもの（入染肆）の数、納入数をそれぞれ記載し、現在残っている数（時在）を記入。一部は、人情として綿紬が官吏に手渡されている。

銭文について、捧上、用下、時在に分けて記録。

また、綿紬の時在の項目については、すぐ下に個人名と数量（金某一同）、都家〇疋、大房〇疋、などの記録が小さな文字で書かれており、ことに数量の多い白進献については、そのほとんどの分量が数名の個人名のしたに記録されている。また、都家には1回に満たない量だけが記されている。

時在銭文についても、現金のまま備蓄するのではなく、補用所・倭単所などに資金として融通し、そこでの利殖が図られていることも注意される。

この会計冊は、受価冊とは異なって、綿紬の出入りと銭文の出納とを扱ひ、その性格上、現在の残高を把握するとともに、それらがどこに保管されているのかを把握するための帳簿である。さらに言えば、この二つの帳簿の関係は、受価した時点での入金と目的ごとの支出を記録したものが受価冊であり、受価冊の入金額のうちから前頭浮費および本色として支出したものが、実際の綿紬の買い入れに用いられていたことになる。

また、受価した金額がそのまますべて綿紬の購入に充てられるのではなく、10-15%は人情に支出され、5-10%程度は実際の受価や納入に関わるかどうかは無関係に綿紬塵人全員で分配し、一部は綿紬塵の基金として備蓄され、その残りが実際の綿紬の調達に用いられていたことがわかる。さらに、政府公定の綿紬価格と受価冊で決められた1疋あたりの価格、さらに会計冊で綿紬塵が支払った1疋の価格は、必ずしも同一ではない（以上の資金の流れについては模式計算を参照されたい）。

#### 受価と分配における資金の流れ

1870年代における進献方物の場合を模式化したもの

##### ①発注量の決定

綿紬100疋 公定紬価 1疋8両 計 800両

##### ②綿紬塵が受価

公定比価に従い、銭文・木・米で支払い。

公定比価（米1石＝木2疋＝銭4両（固定））に従い、銭文200両、米150石を受価。

##### ③綿紬塵は受価した米・木を市価で現金化（作銭）

市価では米1石＝10両。150石＝1500両。計1700両が入金。 \*米価上昇のため、米での受価は有利であった。

##### ④項目ごとに支出と分配を決定

人情	170両
前頭浮費	200両
本色	1,100両
分兒	120両
雑費	60両
大房日用冊	50両
計	1,700両

以上を受価冊に記録

##### ⑤支出項目ごとに支出し綿紬を調達

収入	前頭浮費	200両
	本色	1,100両
	計	1,300両
支出	人情	100両
	雑費	40両
	染色費	90両



綿紬100疋	850両
計	1,080両

余剰金220両は時在銭文に加算して繰越金とする。

以上を会計冊に記載

このような資金の流れの過程で、赤字が出る場合もあり、そのような場合には、補用所に備蓄してある資金で当座の穴埋めを行い、補用所資金には、受価金額に余裕があるときに、欠縮分を補うようにしていた。

本来、政府が公定した綿紬進排価格は、市価よりも高く設定されていたために、その収入が適正に支払われているかぎり、綿紬塵には損失がなかったはずである。さらに、1870年代には急速に価格上昇しつつあった米での受価があったときには、政府からの公定比価による受価額と市勢で米を販売して作銭した金額の差額が大きく、それが綿紬塵の収入を一時的とはいえ大きくしていた。それゆえ、70年代までは、綿紬塵にとって綿紬の進排は悪い取引ではなかったのである。つまり、市場価格や仕入れ価格などに神経を使いながら、同業者との競争的な市場のなかで商売をするという市場原理のなかでの競争的商業活動ではなく、必要とされる品質の綿紬を確保し所定の時期に王室・政府機関に納入するだけで利益補償される取引だったのだ。そのような意味でも、個別の綿紬商売と塵構成員としての綿紬取引は、相互補完的でありながらも、異なる位相の売買行為なのである。

ところで、納入される綿紬には、さまざまな種類があったが、それらはどのように調達されたのだろうか。「会計冊」には、措備秩にどのように措備されたのかまで記録されているので、それを手がかりにして考えてみたい。

「倭人礼単会計冊」では、例えば、甲子（1864）三月に、措備秩で「倭人礼単式同加措備」とあり、「用下秩」で「各房ト定倭人礼単式同加措備」にたいし毎疋3両2銭を支払っている。乙丑（1865）閏五月では、現在保管されている綿紬について、「倭人礼単時在伍同七疋 見様一疋、外三房失火十二疋、別例房進排十二疋、用監借去十疋、旧ト定未収八十三疋、新ト定未収二同二十八疋」とあり、各房の綿紬塵構成員に分定して納入させ、その代金を支払っていたこと、しかし、必要数が完全に納入されていたのではなかったことなどがわかる。

これにたいし、「吐紬契会計冊」では、例えば壬辰八月に用下秩で、倭人礼単と同様に「各房分定吐紬」と記しているが、以下に得納人として、個人名とその長さを全て記録している。これは倭人礼単の価格にたいし、1尺で1両8銭という高価な綿紬であったからのようで、11名がそれぞれ43-50尺の白吐紬を納め、合計494尺を措備している。

ここで、「各房ト定」というのは、全部で68房あった個別の店舗にたいしてではなく、綿紬塵の建物単位との意味である。そして、建物ごとに取りまとめを任された責任者がいたのであろう。「尚方散貸銭冊」丙戌三月には、右捕庁から撥授銭（借り入れ金）1000両を「各房分排」し、事務責任者である掌務を定めて2%の利子で貸付している。そこに記録されているのは「後一房、後二房、第一房、第二房、第三房」の五つの房で、これらは綿紬塵が保有していた建物なのである。各房もまた、必要な綿紬の供出や、資金分配の単位として用いられていた。

「水紬契会計冊」では、例えば乙丑（1865）八月の措備秩に「各房買得紅水紬拾尺壺寸」、九月の措備秩に「大房移来白水紬式疋」とあり、措備すべき量が少なかったことから、各房から買い入れたり、あるいは大房で準備していたようだ。

これにたいし、進献方物の場合は、おおよそ中国への使節出発にあわせて準備していたよう

で、「方物次知会計冊」の記録で、例えば庚午（1870）十一月の用下秩に、「今番冬至兼謝恩使方物各房卜定」とあり、各房すなわち建物を単位に分定し、上35疋を1疋9両7錢、中40疋を1疋9両4錢、下30疋を1疋9両3錢で買い入れている。ただし、この進献方物に用いる綿紬は、その原材料である生糸が中国からの輸入品であり<sup>43</sup>、あらかじめ工匠たちに工賃を払って織造させておくようにしていた。しかし、実際に綿紬塵の構成員の全員がそのような作業に携わっていたのか、疑問である。その手がかりとして、たとえば乙丑二月に「白進献時在三同二十四疋 大明善一同、李肇榮一同、金漢圭一同、大房借八疋、入都家十六疋」とあり、これは、そこに書かれた個人ないしは内部組織から調達されたことが分かる。このような個人名は乙亥（1875）まで、1同（50疋）程度の分量とともに記録されている。1同もの綿紬を納入していた者たちは、綿紬塵人のなかでも比較的大規模に綿紬の取引を行っていた人々であり、このような人々が織造にも関わっていたのではないかと考えられる。

さらに、丙戌年（1886）には、吐紬進排を理由に、13人の綿紬塵構成員にたいして100-20両ずつ、計1000両が貸し出されている<sup>44</sup>。購入資金を貸し与えれば必要な吐紬を調達してこられるほどの人々は、このくらいしかいなかったのかもしれない。また、同じ年には、歳幣用の綿紬を調達する目的で、居間である劉泰陽なる人物に5000両が2分の利子で貸し出されているが<sup>45</sup>、綿紬塵には劉泰膺なる人物がおり（上述の吐紬進排のために100両を借り受けた人物、また右捕庁の撻授銭について後一房で掌務を担当）、おそらく兄弟ないし四寸くらいの近しい親族であろう。この時期になると、綿紬塵は、すでに「歳幣貢案」に見たように、必ず全員で少しずつ負担すべき歳幣用の綿紬でさえも、綿紬塵内部では調達困難に陥りつつあったようであり、正式な塵のメンバーではない居間（生産者あるいは購入者と塵のあいだで売買を成立させるブローカー）である人物に歳幣用の綿紬調達を依頼していた。綿紬塵の構成員たちは、清からの輸入生糸という、入手先が限定され、かつ使行に随行できるほどの官との関係があつてこそ入手可能な物品については力を発揮できたのだが、国内で生産される綿紬にかんしては、直接に生産者と取引していたのではなく、居間のような仲介者を経ることで必要数を入手していたと見られるのである。

丁亥年（1887）十二月には、版紬調達について「両所〔補用所、倭単所。引用者〕遺在乏尽、版紬代銭事、接房人拾肆員処、毎員伍拾両、或柒百両」とあり、版紬調達のために、補用所・倭単所のメンバーで、かつ接房人14名から50両ずつを徴収して計700両を調達代金に充てている。ここで接房人というのは、「各房房税冊」に、個別の房に出店すると升目に「時接用」と記入されることから、房で営業している人というほどの意味であろう。ただし、ほぼ同じ時期に右捕庁撻授銭の首座・掌務などになっている7名と重複するのは十座の位階を持つ首座2名だけである。

また、吐紬は、上述のように「各房卜定」の品目であったにもかかわらず、実際に調達の任にあたって資金を貸し付けられていたのが13名であったことは、先述の「各房卜定」が建物単位であったことと考え合わせると、綿紬塵の構成員が120名余りもいたとしても、実際の進排

<sup>43</sup> 「膳録」の進香使礼物戸曹郎庁看品時人情の記事に、「進献綿紬元非常産、而毎年節行時、次知付添買絲、乃使絹匠給価織造為乎矣、每匹工錢二両貳式、每匹重七八両、広七寸、許長四十三尺為限、鍊精以待官分付納上事」とあり、絹織職人である絹匠に毎疋二両の工賃を支払ってあらかじめ織造させておき、それを艶出しなどの加工をしたうえで、官からの指示を待って納入したもののようだ。

<sup>44</sup> 「尚方散貸銭冊」。

<sup>45</sup> 「尚方散貸銭冊」。

に用いられる綿紬の調達業務は、実際に店舗を出して営業している40-50名のなかの、そのまた半分くらいの特定の人が担当していたのではないかと推測を生じさせる。

綿紬塵の業務から利益を得ていたのは綿紬塵の構成員だけではなく。受価した金額のうち、代金として銭文・米・木などを受け取る過程と、綿紬を納入する過程で、それぞれに関係する官吏・軍人たちは、合わせて15%程度の銭文もしくは綿紬を「人情」として受け取っていたし、そのほかにも、関係官庁に各種の稷房が設定されていて正月や名節ごとに数銭から数両の現金が官吏・軍人たちに手渡されていた<sup>46</sup>。のみならず、国役として労役に出る際にも、関係する官吏に銭文が渡されていた。このような出費は、競争的に商業利益を最大にしようという今日的観点からは完全に不要な出費であるのだが、これらは政治献金のような必要経費、あるいは贈賄のようなものと理解するよりは、当時の朝鮮社会においては、一つの財貨の流れにたいして、さまざまな人々がその分配に参加するのが当然と見なされるような財貨の分配観念が存在していたと理解すべきであろう。綿紬塵の重要な業務を列記した「膳録」のなかに、手渡し先と金額、時期が明記されており、不正な贈賄というような感覚はまったく窺うことができない。あくまでも、市塵としての当然な業務執行の一つが「人情」であった。そこには、原価、諸経費、利潤を厳密に計算し、不要な経費を削るというような近代資本主義の発想とは異質な分配の原則があったとすべきであろう。綿紬塵は綿紬商人によって組織された綿紬にかんする商業権益のための組織であったというよりも、王室や官衙が必要とする綿紬を求めに応じて定められた価格で確実に調達するために官によって承認され、業務遂行の関係から綿紬商人も一部参加している名目上は民間の外郭機関（今日的表現で言えば特殊法人）として機能していたと見るべきである。

綿紬商売と関係のない綿紬塵構成員の参加目的は、受価にともなう利益分配と、契に参加することで受けられる低利融資や葬儀費用などの受給にあったと考えられ、今日的に言えば、株式投資や保険加入など、投資による利殖行為と同じなのである。「歳幣貢案冊」の記録では乙未（1895）年に新規メンバーを20名募集し、14名の新加入があったのだが、これはまさに利殖目的の新加入者とみてよいであろう。

また、補用所に備蓄された資金だけでなく、同様に綿紬塵の資金運用組織であった倭単所の資金もあわせて、管轄官庁である平市署と平市署提調にも資金が貸し出され、あるいは個人にたいしても、「李判書」と記載された人物に甲申（1884年）二月にまとまった金額が貸し出され、その12ヶ月分の利子が450両入金されている<sup>47</sup>。逆に、綿紬塵にたいし、右捕庁から1000両が貸付されたことはすでに述べたが、壬午軍乱当時（壬午六月）大院君から5000両もの大金が貸付されている<sup>48</sup>。

1880年代は、綿紬塵の運営がしだいに困難になっていく時期であった。各種の受価冊7冊を詳細に分析したOwen Millerの研究を紹介しよう<sup>49</sup>。彼によれば、80年代には次のような事態が進行していった。まず、80年代に入り、綿紬価格が急速に上昇しはじめ、支給される受価金額を上回る事態となってしまった。くわえて、従来は銭文・米・木・布などで、しかも納入名

<sup>46</sup> その一覧は「膳録」に記載されている。また、実際の納入記録が「各処稷房冊」である。

<sup>47</sup> 「尚方散貸銭冊」、この利子収入は補用所と倭単所に入金されている。倭単所は日本との外交に綿紬を必要としなくなった後、綿紬塵の財務組織になっていた。

<sup>48</sup> 「尚方散貸銭冊」。

<sup>49</sup> Owen Miller 前掲論文、第8章、“The chinbae system in crisis, 1876-95”、および、李憲昶編、前掲書、Owen Miller 「市塵 - 国家間 거래와 19세기 후반 조선의 경제위기」。

目ごとに異なる比率の現物で支給されていたものが、木・米・布ではなく銭文だけで、しかも、すでに市価とはかけ離れた公定比価に従って銭文で支給されるようになった。これは、朝鮮王朝の国家財政が、さまざまな支払い手段を組み合わせることで、価格変動を吸収していたものが、急速に進行する米価上昇とその他品目の上昇のなかで、もっとも安価な、かつ価値の下落した支払手段である銭文による、しかも旧価格での支払いへと急速に傾斜していったことを示す。財政が危機的な状態になっていたことと、市塵民らに負担を強要したことを意味するものである。ことに、当五銭の発行は、ソウル周辺の物価を名目上5倍にただけでなく、他の物価も急速に押し上げていった。そこで、商人たちの訴えにより、1886年以前のように、米で支給していた部分は米で、銅銭で支給していた部分は、物価上昇を計算して銭文で支給することを政府は約束したが、財政逼迫のために、結局、実施されなかった。次いで、1888年には、上紬1疋40両という新たな価格で支給するものとし（従前の8両×5、すなわち当五銭による価格上昇分を計算しているにすぎない）、しかも綿紬産地とされる黄海道で支給することとしたという。ここにいたって固定的な公定価格での受価と進排という物資調達システムは、財政危機と物価上昇のなかで急速に解体していったのである。

このような事態の進行と同時に、代価の未払いが発生している。また、納入した綿紬の代価が支払われないということも発生しはじめた。「辛巳為始進排受価未下冊」によると、辛巳年すなわち1881年から受価未下、つまり綿紬納入や染色などを行ったにもかかわらず、戸曹からの代金が未払いになっている事案が発生し始め、辛巳年には2件、壬午（1882）年には4件、癸未（1883）年には2件であったが、甲申（1884）年には56件と激増している。同資料の記録によれば、甲申年末までで、未下銭が合計23.747両5銭8分、木99同20疋余り、布16同1疋余り、米代銭9.189両7銭2分と記されている。この甲申年が大きな曲がり角であり、その後も未払い金は増加の一途を辿り、乙未（1895）年3月19日付けの記録では、銭103.125両3銭8分、木181同42疋余、布20同28疋余、米1.598石余となっている。これらの未払い金は、その後、五分の一ないしは六分の一ずつ毎年支払うことになったようであるが<sup>50</sup>、最終的に完済されたのか不明である。

この時点に至ると、国家・王室との関係は、綿紬塵にとって利益の源泉ではなく、逆に一方的に膨張する損失の原因へと変化していたのである。つまり、これまで朝鮮王朝財政の物資調達制度の重要部分であった公定価格による物品納入と官吏も含めた納入関係者への一定程度の収入補償という仕組みは、80年代後半には急速に解体し、90年代に入る頃には支払いの見込みがないままに物資だけを納入させる一方的な取奪へと変質してしまい、恒常的な財政制度としては完全に崩壊してしまった。

甲午改革の過程で、六矣塵に認められていた禁乱塵権が消滅し、貢人による物資納入が廃止されたことはよく知られていることであるが、これは特権の廃止というよりは、すでに崩壊していたシステムにたいし、その終焉を認めたものに過ぎなかったのである。

## むすびに

以上、本稿で主要な史料として用いた綿紬塵文書は、市塵商人によって作成されたものであるにも関わらず、個別の商人による綿紬販売の記録はなにもなかったことに再度注意したい。

<sup>50</sup> 「銭木布米先受冊」



繰り返しになるが、綿紬塵が書き残した史料から浮かび上がってくるものは、国家への綿紬の進排とそこから得られる利益の分配、あるいは国家から課された労役負担の公平な負担、綿紬塵構成員の祭祀を主とする福利、さらには契を通じた金融なのであって、競争的な市場経済や、そのなかでの権益確保というものではなかった。中国からの白絲輸入と対日輸出という国際貿易に関わっていたとしても、それは商事会社として利益を追求した行為というよりも、外交使節の随行員として預託された銀によって生糸を買い入れ、対日外交の一部として生糸を売却し、原資たる銀を回収して戸曹などに返納し、残った利益を分け合い備蓄する、という国家の外交にともなう物流の一部を委嘱されて実行しているといった色彩が強い。個々の構成員は、実際に綿紬の商売を行い（そのような人々が加入していたことも確実である）、厳密に原価計算などを行っていたかもしれないのだが、そのことと綿紬塵の組織とは、まったく別の原理で運営されていたのである。また、個別の構成員がどのようなかたちで綿紬の取引と関わっているのかは、綿紬塵として与り知らぬところだった。極端な言い方であるが、必要な綿紬を必要なときに揃えて納入できれば、それで十分だったのである。すでに述べたように、1886年には綿紬塵業務の根幹であり全員負担が原則であった歳幣用の綿紬の調達さえもが、綿紬塵人と血縁上の関わりがあるとはいえ、居間である外部の人間に委託されるにいたっていた。また、87年には版紬調達のために接房人から代金を徴収していることは、個々の綿紬塵構成員が、市場における綿紬流通にたいしてほとんどなにも影響力もしくは統制力を有していなかったのではないかと、との疑問さえ生じさせる。

さて、「別出次知盟文牒録」では癸丑（1913）六月初五日の記事が最後の日付であることから、そこから遠くない時期に綿紬塵そのものが解散したものと推測される。あまり知られていないことだが、甲午改革で市塵そのものが消滅したわけではない。

すでに見たように、1880年代から納入物品の代金未払いが累積しており、塵の運営を困難なものにした。同時に、納品する綿紬を塵に預託していた構成員たちには、回収不能の不良債権が膨張していったことになる。それが彼らの綿紬商売にも資金的な困難をもたらしたことは、容易に想像できる。以後の事情は、「房税冊」をみる限り、全68房のうち1865年当時から空室であったものと入居状態が不明なものを除いた65房のなかで、1896-98年に空室となった房が35房である。急速に綿紬の営業から構成員たちが撤退していた様子が見て取れる。27房が残っていた計算である。清国産絹織物が国産品よりも安価に大量販売されるようになったこと<sup>51</sup>だけでなく、官との取引で多額の不良債権を抱えこんだことが綿紬塵に大きな打撃であったことを示している。

とはいえ、進排は甲午改革後の時期になっても事実上は継続しており、乙未九月でも皇太后（西太后）が政権に復帰したことを慶賀する使節のために進献物が準備されている<sup>52</sup>。また、国役としての労役提供も、以前のような宮闕の修理には動員されていないが、丁酉年（1898）四月の記録では、市塵の人々を動員して軍事訓練のようなことを実施している<sup>53</sup>。この習儀は、前年にも行われており、丙申年（1897）七月二十日の記事には、「慶運宮習儀時」とあって、ロシア公使館から還宮し慶運宮（現在の徳寿宮）に居を定めた高宗を警護するための訓練で

<sup>51</sup> 須川英徳「開港期朝鮮における絹業について」『朝鮮学報』127、1988年4月。

<sup>52</sup> 「辛卯 補用所上下冊」

<sup>53</sup> 「乙未 補用所上冊」丁酉四月初七日には、「初度習儀時、大房次知一員、裨房次知一員、曹司一員、裨房三所任、軍人二十九員、旗軍二名、卜直伊一名、合三十八員、早前食併毎員一両五錢式」という支出記事があり、訓練に動員された人々への日当と食費の支出記録がある。

あったことがわかる。そして、同月二十八日には挙士の名目で動員される人々に在来の戎衣（軍服）を着用させるための支出だけでなく、西洋式の軍服・軍帽・手袋などを6名分支出しており、市塵人たちを従来の国役とは異なるが、王室との古くからの宮闕維持のための国役負担という紐帯に基づいて、慶運宮警備の兵士に徴発したもののようだ。そして、このすぐ後に、高宗は皇帝に即位した。このような兵士徴発も、広い意味での国役であると言えるならば、この兵士としての動員と習儀、すなわち国王が皇帝になるとともに国役もまた終わりを告げた。象徴的な終わり方なのかもしれない。再言すれば、甲午改革をもって市塵の国役が完全に消滅したのではなく、1995年をもって市塵の主要業務の一つである進排は停止され、97年をもって国役負担も停止されたことになる。

綿紬塵がしだいに窮乏を深めていく中、1997年にはそれまで所蔵していた倭銀580両重を5426両で売却し<sup>54</sup>、戊戌（1898）三月には広州に所有していた田地を42000両で売却して居間の手数料840両を除いた残りの半分ほどを各組織の生殖資金に分配し、さらに残りの金額を当時の綿紬塵人111人<sup>55</sup>に一人200両ずつ分配している。この時期に綿紬塵の建物で営業している者は27房に過ぎなかったから、3/4の綿紬塵構成員は、綿紬の取引には携わらない綿紬塵人ということになる。

甲辰（1904）年六月には都家の建物までもが売却され、その売却代金は残っていた綿紬塵人に分配されている<sup>56</sup>。おそらく、この時期に、それまで国家との関係で作成され、それまで保管され続けていた受価冊や会計冊などの欠失が発生したのであろう。とはいえ、1905年には21房がまだ房税を納めていたことから、それでも綿紬塵は綿紬の営業を続けていたことが確かである（ただし、05年で房税の記録は終わっており、以後の事情は知りえない）。また、多くの帳簿類も世紀の変わり目あたりで記録が終わり、構成員の減少とともに組織の統廃合も進められた<sup>57</sup>。

「盟文謄録」の最後の記事内容は、癸丑（1913）六月のものであるが、その内容は、資金が苦しいため構成員の葬儀にあたって補弊所から支給していた齋銭五十両を廃止するとのものであり、最後まで残っていた相互扶助機能の消滅とともに綿紬塵もまたその存在の意義を完全に失い、解散したのである。他の塵は、それよりも以前に解散消滅しており、保護国期さらに植民地期初めまで存続していたのは、塵の所有財産を処分しつつ相互扶助の組織として機能していたからであろう。すでに不要となっていたはずの帳簿類の多くもまた、この頃まで保存されていたものと思われる。その理由として、権利関係の確認のためということも考えられるが、同時に国初から存続してきた塵への誇りが保存させていたと考えたい。

さて、河合文庫史料に基づいて描かれた19世紀後半から20世紀初にかけて綿紬塵で実際に遂行されていた業務は、商業権益を独占する特権商人の組織という市塵にたいする既存イメージと異なるところが多い。時期的な問題もあるのかもしれない。しかし、彼ら自身が残した史料

<sup>54</sup> 中国から生糸を購入する関係で、綿紬塵は倭銀を保有しており、役職者への手当て（「謄録」、国役や塵の行事にさいしての実施責任者への慰労金（「各項賞案」としても倭銀を用いていた。

<sup>55</sup> この時期に房税を支払って営業していた房は27房であることから、111-27=84名は、房では営業していないが、綿紬塵人の資格を有していた人々ということになる。

<sup>56</sup> 「戊戌別出次知盟文謄録」の記事による。

<sup>57</sup> 「戊戌別出次知盟文謄録」戊戌（1898）正月十九日に、「見今接房不過一二人」（今、房で営業しているのは一人か二人にすぎない）となってしまったため、組織改編が行われ、預先所と措備契は倭単所に統合し、水袖一所と護喪所は補用所に統合することが決定されている。

から浮かんでくる結論は、進排業務と国役負担、そして契による構成員の相互扶助と利殖のための組織であったと言えるのである。さらに、構成員資格である衿分の継承において男系継承はほとんど行われず、親族・姻族の女性を介した継承が行われていたと推測されることも興味深い。19世紀に入って特権がないにもかかわらず群小の廛が結成され解散されていたことの理由は、商業権益というよりも、同業者およびその周辺の人々による契などの利殖と相互扶助のためであったのかもしれない。この市廛という団体の性格解明は、経済史の課題であると同時に、朝鮮時代における人々の集団形成のあり方にかんする社会史の課題でもあるようだ。

**Sijeon and National Finance in the Late Joseon Dynasty Period**  
 — According to Myeonjujeon Documents Owned by the Kawai Library —

SUKAWA Hidenori

In conventional studies, Sijeon [市廛] of the late Joseon Dynasty Period have been described as markets run by privileged merchants with government approval and which gradually lost their commercial interests due to the growth of “private business” in the 18<sup>th</sup> Century, and then disappeared. However, this image is based on the assumption that Sijeon was organized by merchants mainly for commercial purposes. This follows the common understanding that in exchange for a monopoly on the market, there was the extra burden of imposed labor by government. This understanding has been over-emphasized in order to conform with a nationalistic view of history where the privileged merchant class was defeated by unprivileged merchants. This paper uses Myeonjujeon [綿紬廛] (cotton fiber merchants) documents owned by the Kawai Library of Kyoto University, which were written by members of Sijeon, revealing the organization and business operations of Myeonjujeon, part of Yukuijeon [六矣廛] (six businesses). At the same time, by understanding the functions of Sijeon as a part of the national redistribution system which was completed in the 18<sup>th</sup> century, the conventional image of Sijeon will significantly change.